

社会教育主事任用資格（社会教育士）

社会教育主事とは、都道府県及び市町村の教育委員会に置かれ、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える職員である（社会教育法第9条の2及び3）。大学において、「社会教育主事講習等規程」に規定された科目を修得すれば、社会教育主事基礎資格を得ることができる。この資格は、都道府県、市町村の公務員試験に合格し、採用された場合に活用できる資格で、いわゆる任用資格とされるものである。

社会教育主事講習等の学習成果が、教育委員会のみならず他の行政部局や企業、NPO、学校等、広く社会において活かされるよう、定められた科目を修了した者は「社会教育士」と称することができる。（令和2年度講習修了者から）

本学では、学芸員・司書科目として「生涯学習概論」（2年前期2単位）を開設しているが、これは、「社会教育主事科目」として利用することが可能である。他大学が実施する「社会教育主事講習」を受講する場合、「生涯学習概論」の単位修得証明書を提出することで、当該科目の受講が免除される。